

日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の共同発表

2014年1月9日、パリ

2014年1月9日、岸田文雄日本国外務大臣、小野寺五典日本国防衛大臣、ローラン・ファビウス・フランス共和国外務大臣、ジャン・イヴ・ルドリアン・フランス共和国国防大臣（以下「4大臣」という。）は、パリにおいて会合した。この会合に先立ち、同日、第4回日仏外相戦略対話及び日仏防衛大臣会談も行われた。

この4大臣による会合は、2013年6月フランソワ・オランド・フランス共和国大統領による日本国への国賓訪問及び安倍晋三日本国内閣総理大臣との会談を受けたものである。この機会に、オランド大統領及び安倍総理大臣は、「日仏共同声明」及び附属の「日仏間協力のためのロードマップ」に言及されているとおり、その開催について同意した。

共有された認識

1. 4大臣は、両国が、自由、民主主義、人権及び法の支配の尊重という共通の価値を有することを確認した。4大臣は、両国が国際法及び国際連合憲章の尊重、取り分け紛争の平和的解決、及び、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対する、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法による武力の行使を禁止するという原則を重視している旨確認した。日仏は、互いが国際機関における特別なパートナーであり、それぞれの地域及び国際社会における決定的に重要なアクターであることを相互に認める。4大臣は世界規模のパワーバランスの変化を取り上げた。4大臣は、国際の平和と安定を向上させるために安全保障分野における日仏間の協力を増進する決意を表明した。

2. 日本国の両大臣は、日本国が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、地域及び世界の平和と安定に対して、これまで以上に積極的に貢献していく決意を強調した。この文脈において、日本国の両大臣は、2013年12月4日に発足した国家安全保障会議の役割、2013年12月17日の国家安全保障戦略及び防衛計画大綱の策定、集団的自衛権の行使を含む安全保障の法的基盤の再検討といった取組に言及した。フランス共和国の両大臣は、日仏の安全保障協力の範囲を広げることを可能にする、国際の平和と安定への貢献に向けた日本の決意を歓迎した。

3. 4大臣は、核軍縮・核不拡散に向けた強固な関心及び核兵器不拡散条約（NPT）の三本柱の均衡のとれた効果的な実施に貢献する意思を確認した。4大臣は、核拡散の危機を解決するための努力を継続する意思を強調した。4大臣は、核軍縮の取組への核保有国としてのフランス共和国の特別な貢献及び日本の貢献の重要性を歓迎した。

4. 4大臣は、欧州における安全とアジアにおける安全が密接に絡み合っていることを認識し、アジアにおける平和と安全への強い関心を確認した。4大臣は、取り分け東シ

ナ海を始めとするアジア地域において生じている緊張を低下させる重要性、及び、国際法にのっとり、対話と協議による紛争の平和的解決の重要性を確認した。東南アジアに関しては、4大臣は、アジア地域における安全・安定及び繁栄の鍵となる要素であるとしてASEANの統合プロセスへの支援を確認した。4大臣は、国際法に基づく航行及び上空飛行の自由の行使への強い関心を確認した。4大臣は、2013年台風30号（ハイエン）による甚大な被害を受けたフィリピン共和国に対する連帯を再確認しつつ、大規模自然災害に対する国際社会の支援の重要性について認識を共有した。

5. 4大臣は朝鮮半島における平和と安定の維持への強い関心を確認した。4大臣は、ウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核・弾道ミサイル開発計画に対して強い懸念を表明し、北朝鮮によるミサイル発射や核実験は関連する全ての国連安保理決議に明らかに違反するとして非難し、北朝鮮に対し、関連する全ての国連安保理決議の下での国際的な義務及び2005年六者会合共同声明の下での約束を遵守し、その核・弾道ミサイル計画の全てを完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄するよう強く要求した。また、北朝鮮に対し、拉致問題を含む、国際社会が有する人道上の懸念に早急に対処するよう強く要求した。さらに、2013年3月に設置された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）の活動を強く支持した。

6. 4大臣は、アフガニスタン情勢を取り上げ、2014年4月の次期大統領選挙の重要性を強調した。4大臣は、信頼できる、包括的なかつ透明性のある選挙プロセスへの強い関心を確認した。また、4大臣は、地域の安定及び協力の向上に向けた地域諸国の関与の重要性を確認した。2014年末に開催される次期閣僚級会合に向け、4大臣は、アフガニスタンの開発への支援を確認し、2012年7月のアフガニスタンに関する東京会合において構築された東京フレームワーク（TMAF）の重要性を再確認した。

7. 4大臣は、イランの核問題が引き続き深刻な懸念の一つであるとの考えを共有し、2013年11月24日のイランとEU3+3の合意をイランの核活動の最も機微な部分に終止符を打つ包括的解決に向けた最初の一歩として歓迎した。日仏は、イランの原子力の計画が現在及び将来にわたって平和的な目的に限られることを保証する長期的な外交的合意のための交渉を支持する。両国はジュネーブ暫定合意の締結を可能にした（制裁と対話の）デュアル・トラック・アプローチへの支持を確認する。

8. 4大臣は、シリア情勢及びシリア国民に苦しみをもたらし続け、最も深刻な不安を引き起こす受け入れ難い暴力について取り上げた。4大臣はまた、惨憺たる人道状況を前に懸念を共有した。4大臣は1月22日以降のジュネーブ2会議開催に関する国連事務総長の発表を歓迎し、反体制派代表の中で中心的な役割を果たすことになるであろうシリア国民連合への全面的支援を確認した。4大臣は、2012年6月30日に発表されたジュネーブ・コミュニケの完全な実施を基礎にした政治的移行に向けて努力する決意を確認した。

9. 4大臣は、アフリカの平和と安全に向けた国際的支援が両国の共通の課題であると

いう認識を共有し、ケニアのナイロビのウェストゲート・ショッピングモールやアルジェリアのイナメナスにおける事件を含む、アフリカにおいて最近発生した卑劣なテロ攻撃を強く非難した。こうしたテロ攻撃は、地域の不安定化が、日本国及びフランス共和国の権益にも直接的な脅威をもたらす可能性があることを明確に示している。4大臣はマリにおける憲法秩序への復帰並びにテロ脅威の大幅な低減を可能にした仏及び日本を含む国際社会の活動への支援を表明した。また、4大臣は、南スーダンにおける治安及び人道状況の悪化に対する強い懸念を表明し、全ての関係者に対し、暴力に終止符を打つために対話に早急に乗り出すことを求めた。4大臣はアフリカ連合（AU）及び国連との緊密な連携の下、政府間開発機構（IGAD）によって着手された仲裁を支援する。4大臣は、中央アフリカ情勢に関して同じ懸念を共有した。4大臣は、国連安保理決議第2127号の採択を受け、この危機が国際社会によって適切な考慮を払われるべきであるという懸念を表明した。4大臣は、取り分け平和維持活動（PKO）訓練センターへの支援を通じて、アフリカ大陸の平和と安全の維持に向けたアフリカ諸国の努力を支援することを約束した。両国は、国連安保理決議の下で行われるアフリカの平和維持活動に対する国際的支援の増大に向け協力することで一致した。4大臣は二国間協力を強化し、取り分けテロ攻撃によって引き起こされる危機状況において、両国民の安全に関連する情報交換を発展させる意思を確認した。

10. (1) 4大臣は、海洋が自由で開かれ、平和目的で利用され、安全なものであるべきことの重要性を強調し、特に、国連海洋法条約を含む国際法にのっとり公海の自由が維持されることの重要性を確認した。4大臣は、海上安全保障及び海賊対策の分野における協力を強化することで一致した。

(2) 4大臣は、国際法にのっとり、公海及び排他的経済水域における上空飛行の自由及び民間航空の安全の確保の重要性につき一致した。

(3) 4大臣は、人権及び法の支配の尊重の下、安全で信頼できるサイバー空間を構築することが、国際社会の共通利益であることを確認し、この問題に関する二国間対話を継続させることを決定した。

(4) 4大臣は、平和的利用のための宇宙空間へのアクセスの自由の重要性及び軌道上の宇宙物体の安全と完全性を保護する必要性を確認した。4大臣は、宇宙分野において長年にわたって両国の間に存在する、関係機関及び産業間の実りのある協力を歓迎する。4大臣は、この分野における二国間の取組及び宇宙の安全、セキュリティ、持続可能性の向上に向けて現在行われている「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に向けた議論等の国際的な取組において日仏協力を強化することの重要性を強調した。

今後進めていく具体的な協力

11. 日本国とフランス共和国は、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する対話の枠組みを設置した。これは2つの委員会によって構成され、防衛装備品協力及び輸出管理措置（技術移転を含む）に焦点を当てる。

(1) 防衛装備品協力に関する委員会では、両国は、取得政策に関する情報及び相互に関心のある防衛に関する科学技術分野の情報の共有、及び防衛装備品の共同の開発もしく

は生産を含む産業協力の促進によって、防衛装備品及び技術分野における協力の発展を支援する。

(2) 輸出管理メカニズムに関する委員会の枠組みの中で、両国は、両国の安全保障環境に関する分析を共有し、これに注意を払う。両国は武器及び汎用品に対する輸出管理の手続及びメカニズムに関する情報共有を発展させ、輸出管理に関連する多国間レジームを含めた多国間協力の可能性を検討する。

12. また、両国は、防衛装備品の共同の研究、開発及び生産の分野における具体的な案件を検討し、このようにして特定された案件に関する適切な政府間の取決めに向けて取り組む。

13. 4大臣は、第4回日仏外相戦略対話及び日仏防衛大臣会談で言及されたことに従い、地域及び世界の安定を確保するとの観点から、以下の分野で協力を行うことが重要であるとの認識を確認した。

- (1) アフリカ、特にジブチでの両国部隊間の高められた連携によるソマリア沖及びアデン湾における、海上安全及び海賊対策での両国間の協力強化
- (2) 日本国自衛隊による南太平洋駐留フランス共和国軍主催の人道支援及び災害支援に関する演習へのオブザーバー派遣の定例化
- (3) P K O 訓練活動の支援等を通じた、取り分けアフリカにおける平和の維持及び平和の定着のための協力の促進
- (4) 海外の在外公館を通じた両国国民の安全に関する情報交換及び協議
- (5) 東南アジア及び南太平洋地域における能力構築支援に係る協力

14. 本日の会合の成功を受けて、4大臣は、次回対話を2015年に日本で開催することを決定した。

(了)